

原資を年金とする預金債権についての差押えの可否

～東京高裁令和4年10月26日判決にみる差押禁止債権該当性についての具体的判断～

立村達哉

Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら



第1 はじめに

債権者は、確定判決等の債務名義を取得した後、債務者に対して、債務者が第三者に対して有する債権を差し押えることができます。もともと、債務者が第三者に対して有する債権のうち、一部の債権についてはこれを差し押さえることが禁止されています。どのような場合に、差押えが禁止されているか事前に理解しておくことで、有事の際に適切な判断・対応が可能となります。

今回ご紹介する裁判例は、預金債権の原資が年金である場合における預貯金債権の差押禁止債権該当性について、具体的な判断を行っています。

第2 差押禁止債権とは

債権執行手続においては、債務者及びその家族の生活保障等の社会政策的配慮等の目的から差押えが禁止される債権があります。これを差押禁止債権といい、大きく分けると、①民事執行法上差押えが禁止されている債権（給料債権など。民事執行法152条）、②特別法上差押えが禁止されている債権、③権利の性質上差押えができない債権に分類することができます¹⁾。

このうち、本件の争点と関連する老齢年金（以下「年金」といいます。）について、年金に係る債権の差押えが禁止されています（地方税法331条6項が準用する国税徴収法77条1項及び76条1項）。

第3 事案の概要

上記裁判例の事案の概要は、Y市（被控訴人（第一審被

告）が、市県民税を滞納していたX（控訴人（第一審原告））がA銀行に対して有する預金債権の差押処分をし、同預金債権を取り立てたところ、Xが、本件差押処分が違法であるとして、本件差押処分によって取り立てられた預金債権に関する不当利得の返還等を求める本件訴訟を提起したという内容であり、第一審（千葉地裁令和3年7月27日判決）においてXの請求が棄却された後、Xが控訴しました。

1 当事者

X: 本件における控訴人（第一審原告）。Y市の市県民税を滞納。

Y市: 本件における被控訴人（第一審被告）である市。

A銀行: Xが預金口座を有する金融機関。本件差押処分における第三債務者。

2 時系列

- 平成25年1月から平成29年6月まで: Xの住所がY市にあった。
- 令和2年5月12日: Y市は、Xが滞納していた市県民税の時効を中断するため、未納であった市県民税について督促状を発送したが、同督促状は宛所に尋ね当たらずとの理由で返戻された。
- 令和2年5月15日: Y市は、Xの住所を調べるため、その戸籍の附票の交付を請求し、同年6月1日、これを入手して、Xの新住所を把握したが、その間の同年5月21日に、Xが滞納していた市県民税のうちの一部が時効消滅した。

1: 相澤眞木=塚原聡編著『民事執行の実務 債権執行・財務調査編(上)(第5版)』235頁(きんざい、令和4年)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

- ④ 令和2年6月2日:Y市は、Xの住所に宛てて、本件滞納税について督促状を送したが、同督促状は返戻され、時効中断事由である催告として効果が発生したか否かについて疑義が生じた。
- ⑤ 令和2年6月12日:Xが市県民税の本税及び延滞金の合計8万3000円を滞納していたところ、本件滞納税のうち平成26年度分が同月21日に時効消滅することを阻止するため、Y市はXに対してA銀行に対する債権差押処分を行った。
- ⑥ 令和2年6月15日:第三債務者であるAに対して債権差押通知書が届いた。
- ⑦ 令和2年7月7日:Y市がA銀行に対しての取立てをし、Y市はA銀行から6万6326円の支払いを受けた。
- ⑧ 令和2年11月18日:XがY市に対して本件訴訟を提起した。

第4 検討(その他の裁判例等の状況)

本判決以前にも、年金等の振込により発生した預金債権の差押禁止債権が問題となった事例として最判平成10年2月10日判決の事例があります。差押禁止債権を受働債権とする相殺は債権者に対抗できない(民法510条)ところ、この事例において、裁判所は、「労災保険金の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の預金口座に振り込まれると、それは受給者の預金債権に転化し、受給者の一般財産になるから、右預金債権は原則として差押等禁止債権としての属性を承継せず、したがって、これを受働債権とする相殺は禁止されない。」とし、年金等の振込により発生した預金債権については、差押禁止債権に該当しないことを前提として相殺が禁止されない旨の判示をしました²。

一方、今回ご紹介した裁判例(東京高裁令和4年10月26日

判決)では、預金債権であるからといって、その一事をもって差押禁止債権に該当する旨判示されておらず、第5の1で述べたとおり、(差押えが禁じられた)「給与に係る債権」の差押えと実質的に同視できるかという観点から、差押禁止債権該当性を判断したという点で、最判平成10年2月10日判決との間で、その判断枠組みに違いがあります。

その他近年の裁判例には、実質的に差押禁止の趣旨に反するなどとして、差押えを違法と判示した事例もあります。例えば、神戸地裁尼崎支部令和3年8月2日判決では、生活保護費及び国民年金等が振り込まれた預金口座に係る預金債権に対する差押えについて、「法律上の原因」の有無(差押禁止債権該当性)が問題となったところ、裁判所は、「差押禁止財産に当たる本件各給付金が入金された直後に、これによって発生したものをほぼ全とする預金債権を差し押さえたものであり、実質的に、本件各給付金を受ける権利自体を差し押さえるに等しい」として、かかる差押え後になされた取立てについて「法律上の原因」を欠くものと判示しました。また、広島高裁松江支部平成25年11月27日判決では、児童手当に対する差押えについて「法律上の原因」の有無(差押禁止債権該当性)が問題となり、「処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められる」として、「法律上の原因」を否定しました。以上の裁判例からすると、近年は、形式的に差押禁止債権か否かを検討するのではなく、差押禁止債権該当性が実質的に判断されるようになったものとも考えることもできます。

2:ただし、これは原判決(札幌高裁平成9年5月23日判決)の判旨であって、最判平成10年2月10日判決は、原審の判断は正当として是認できるとのみ判示しています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】